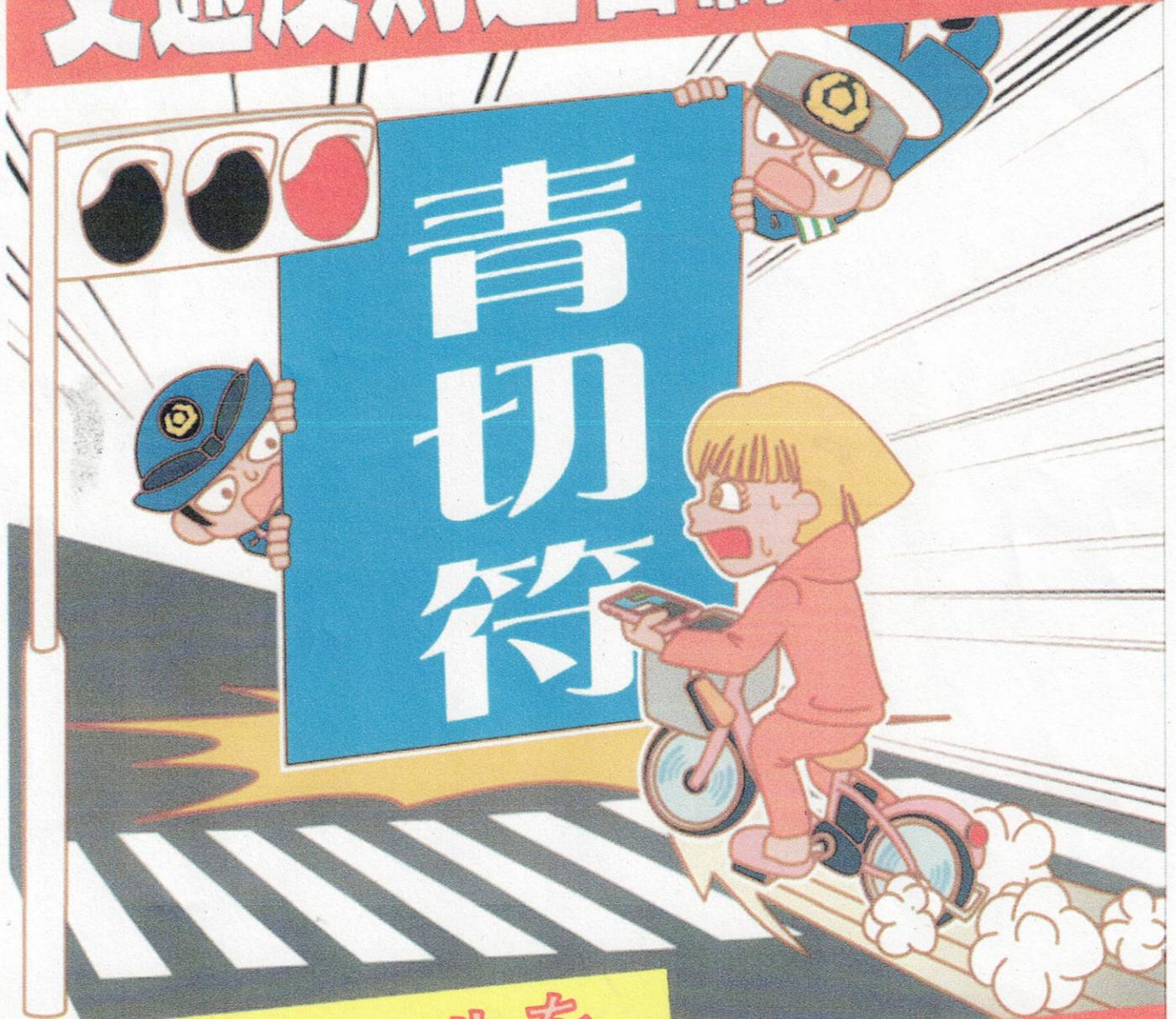


自転車も

2026年4月1日

# 交通反則通告制度開始



交通ルールを  
守って！

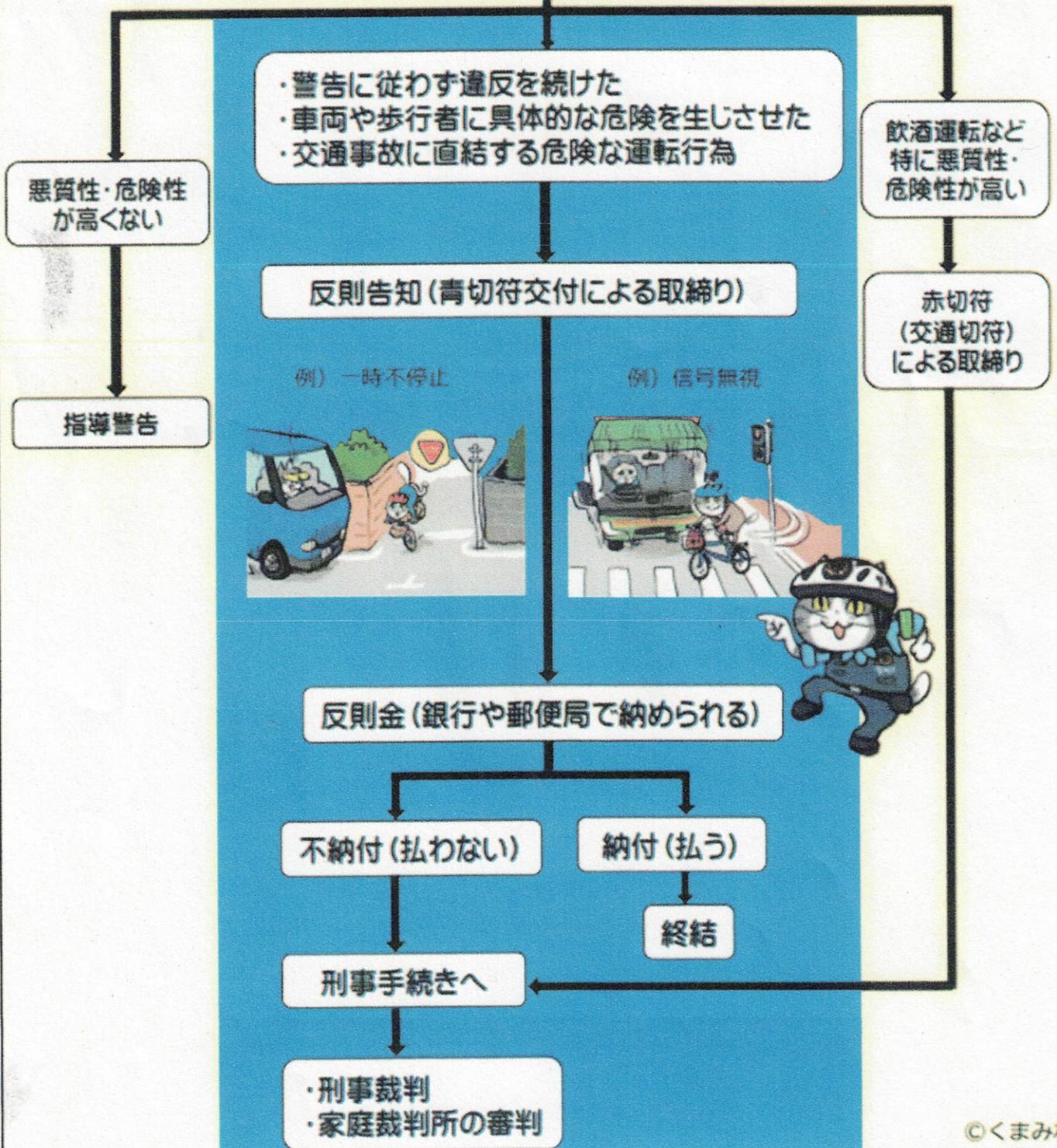
警視庁交通部

※自転車の運転者(16歳未満の者を除く)がした一定の違反が交通反則通告制度の対象となります。

# 交通反則通告制度とは

運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が終結されるという制度です。

## 自転車の交通違反



# 青切符により検挙される違反例

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、**危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反**であったときは検挙を行います。

**信号無視**

6,000円

点滅信号を無視した場合  
5,000円

**一時不停止**

5,000円

**右側通行**

6,000円

**携帯電話使用等  
(保持)**

12,000円

**遮断踏切  
立入り**

7,000円

**制動装置  
(ブレーキ)不良**

5,000円

※これらの違反は一例になります。

詳しくは  
ココをみてヨシ!

警視庁ホームページ

【交通反則通告制度】



くまみね



重大な違反※をしたとき又は交通事故を起こしたときは、刑事手続(赤切符)で検挙されます。

※ 酒酔い運転、酒気帯び運転、妨害運転、携帯電話使用等(交通の危険)

さらに!

信号無視等の16種類の交通違反で、3年以内に2回以上反復して検挙され又は交通事故を起こしたとき、都道府県公安委員会により、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。



## Q&A 交通反則通告制度編

### Q1 4月1日から何が変わるの？

**A** 自転車の運転者が交通違反をした後の**手続きが変わり**、交通反則通告制度(いわゆる青切符制度)が導入されます。  
自転車に関する交通**ルールは変わりません**。

### Q2 交通反則通告制度ってなに？

**A** 運転者が反則行為をした場合、一定期間内に反則金を納めると、刑事手続きには移行せず刑事裁判や家庭裁判所の**審判を受けないで事件が終結される**という制度です。いわゆる青切符制度とも言われ、前科もつきません。

### Q3 何歳から対象になるの？

**A** 交通反則通告制度は、**16歳以上**が対象です。

### Q4 青切符ってなに？

**A** 反則行為となる事実の要旨等が記載された、**違反者に交付される青色の用紙**です。  
正式名称は「交通反則告知書」といいます。

### Q5 反則行為ってなに？

**A** 信号無視などの、**警察官が実際に見て明らかに違反行為を行ったと判断できるもの**です。

### Q6 取締りを受けた後は、なにをするの？

**A** 警察官から交通反則告知書と納付書が交付されます。銀行や郵便局の窓口で納付書を持参して、**反則金を納付すると手続きが終了**します。

### Q7 反則金を納付しないとどうなるの？

**A** 反則金の**納付は任意**です。  
納付しない場合は、刑事裁判などの刑事手続きに移行します。

### Q8 なぜ交通反則通告制度が導入されるの？

**A** 自転車に関与する事故が後を絶たず、自転車利用者のルール、マナー違反も大きな社会問題となっています。自転車の安全利用を促し、交通事故を減少させるため、自転車の交通違反の指導取締りを強化しており、これを迅速に処理することにより、**実効性のある責任追及を可能とし、自転車に関与する事故の抑止を図るため**に導入されます。

### Q9 運転免許を持っているけど、点数はどうなるの？

**A** 運転免許の**行政点数は付されません**。  
ただし、酒気帯び運転など、特に悪質・危険な違反をした場合は運転免許の効力が停止されることがあります。

### Q10 交通違反を繰り返すとどうなるの？

**A** 青切符の交通違反とは別に、**自転車運転者講習の受講**が必要となります。(14歳以上が対象)3年以内に法律で決められた違反を2回以上繰り返すと講習を受けることとなります。都道府県公安委員会から受講を命じられたときは、必ず受講してください。



**詳しくはこちら**  
警視庁ホームページ  
【交通反則通告制度】

©くまみね



自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

**【自転車運転者講習】**とは？  
悪質・危険な自転車運転者  
に対する講習制度です！

**対象となる事例**

① 信号無視で交通切符で取締り



② 一時不停止が原因の交通事故



3年以内

自転車乗用中に信号無視等の危険行為(16類型)で

3年以内に **交通切符等による取締り**  
または **交通事故** を  
2回以上反復して行った場合  
※都内だけの取締り等に限られません。

**公安委員会の受講命令**

3か月以内の指定された期間内

自転車運転者講習を受講

受講時間：3時間

受講手数料：6,150円

受講命令に従わなかった場合

**5万円以下の罰金**

**危険行為(16類型)**

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| ① 信号無視         | ② 通行禁止違反            |
| ③ 歩行者用道路徐行違反   | ④ 通行区分違反            |
| ⑤ 路側帯進行方法違反    | ⑥ 遮断踏切立入り           |
| ⑦ 優先道路通行車妨害等   | ⑧ 交差点優先車妨害          |
| ⑨ 環状交差点通行車妨害等  | ⑩ 指定場所一時不停止等        |
| ⑪ 歩道通行時の通行方法違反 | ⑫ 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転 |
| ⑬ 酒気帯び運転等      | ⑭ 安全運転義務違反          |
| ⑮ 携帯電話使用等      | ⑯ 妨害運転              |

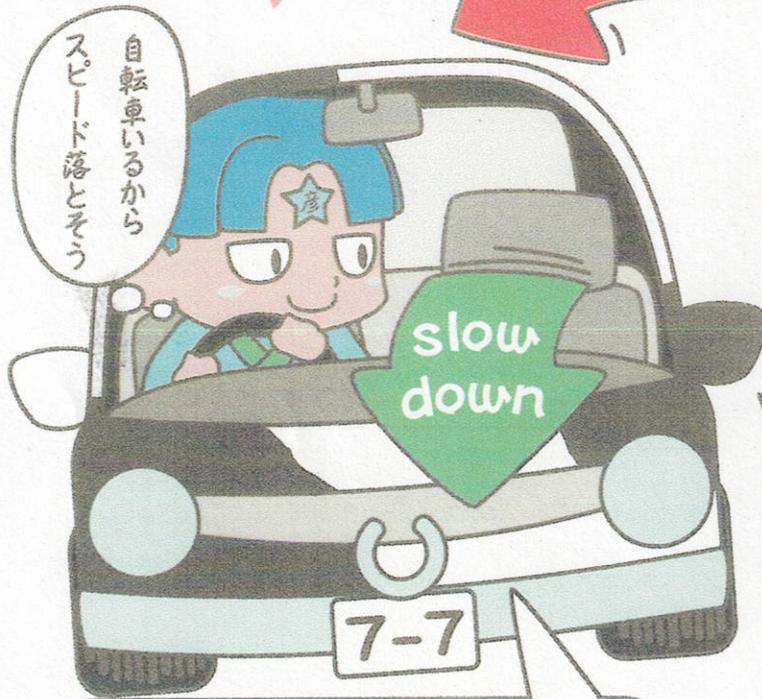


⑬ 酒気帯び運転等



⑮ 携帯電話使用等

## 新しいルールが始まります



自転車の右側を通過する車両は自転車との間隔に応じて、安全な速度で進行しなければ、**歩行者等側方安全通過義務違反**。

〔 道路交通法第18条第3項 令和8年4月1日から施行 〕

車両が自転車の右側を通過する際、自転車はできるだけ道路の左に寄って通行しないと、**被側方通過車義務違反**。

〔 道路交通法第18条第4項 令和8年4月1日から施行 〕

狭い道で追い抜くとき、追い抜かれるときは「距離をとる」  
「速度を落とす」など、お互いを思いやる運転を  
～たくさんの笑顔が走る 首都東京～

